

Ⅲ 障がい児・者福祉

Ⅲ 障がい児・者福祉

1 障がい児・者福祉

障がい者福祉制度は、平成 15 年度からノーマライゼーションの理念に基づいて「支援費制度」が施行された。平成 18 年 4 月からは、障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために「障害者自立支援法」が施行され、更なる福祉サービスの充実が図られた。平成 24 年には、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備が図られ、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「障害者総合支援法」に改正された。法律の基本理念には「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を盛り込み、障がい者の範囲に難病が追加された。

障がい児福祉制度については、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法と分かれて実施されてきたが、障がい児支援の強化を図るため平成 24 年度より児童福祉法に一元化された。

(1) 障害者相談員

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、身体障がい者及び知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。平成 24 年度より県から市へ委譲される。

① 身体障害者相談員（任期：平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）

	氏 名	住 所	電 話
1	藤 身 貴 一	米沢市中田町 7 9 5 番地の 1 7	37-2273
2	大 竹 雄 次	米沢市塩井町塩野 2 2 8 7 番地の 7 3-3 0 6	—
3	高 橋 祐 三	米沢市中央 1 丁目 1 3 番 1 4 号 6 0 1	21-1370
4	木 村 了	米沢市東大通 3 丁目 8 番 9 号	22-2686
5	齋 藤 定 雄	米沢市太田町 4 丁目 1 番 1 2 8 - 8 号	38-6115
6	我 妻 收 子	米沢市塩井町塩野 7 9 8 番地の 5	21-6431
7	退 田 妙 子	米沢市六郷町桐原 2 8 7 番地	37-4479
8	梅 津 久 雄	米沢市福田町 1 丁目 3 番 5 9 号	22-2576
9	佐 藤 登志男	米沢市諸仏町 4 8 6 6 番地の 6	38-3795
10	我 妻 次 雄	米沢市諸仏町 3 5 8 0 番地の 2	38-3375
11	清 水 潤	米沢市矢来 1 丁目 3 番 6 5 号	22-8199

② 知的障害者相談員（任期：平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）

	氏 名	住 所	電 話
1	我 妻 みさ子	米沢市万世町牛森 4 8 5 0 番地	28-6927
2	高 橋 美津子	米沢市花沢町 3 2 4 9 番地	23-6893
3	山 口 好 江	米沢市吾妻町 3 番 1 6 号	38-5150
4	佐 藤 美智子	米沢市城西 2 丁目 3 番 3 2 号	22-6300

③ 相談内容及び件数

(平成 30 年度実績)

身体障害者相談員		知的障害者相談員	
身体障害者手帳	15	療育手帳	0
補装具	11	教育・学校生活等	31
日常生活用具	4	成年後見制度	2
更生・育成医療	6	福祉施設	22
福祉施設	8	障害年金・手当	14
障害年金・手当	5	介護保険	0
介護保険	6	生活福祉資金	0
生活福祉資金	1	障がい福祉サービス	7
税金	4	税金	0
保健・医療	7	保健・医療	24
結婚・育児	0	結婚・育児	8
就職・就労	3	就職・就労	17
対人関係	10	対人関係	5
虐待	0	虐待	0
その他	64	その他	36
計	144	計	166

(2) 手帳の交付

① 身体障害者手帳

各種福祉制度を受ける場合、税の控除、減免、ＪＲ、バス、タクシー等の運賃割引等各種の制度を利用するため交付するもので、平成２２年４月から肝臓機能障がいも対象となっている。

ア 年度別身体障害者(児)手帳交付状況

		２６年度		２７年度		２８年度		２９年度		３０年度	
		新規交付	年度末現在	新規交付	年度末現在	新規交付	年度末現在	新規交付	年度末現在	新規交付	年度末現在
視覚障害	18歳未満	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	8	186	8	183	8	180	7	168	14	171
	計	8	186	9	184	8	180	7	168	14	171
機能障害 聴覚平衡	18歳未満	0	10	0	9	1	10	1	9	1	9
	18歳以上	11	278	23	279	13	288	16	273	14	267
	計	11	288	23	288	14	298	17	282	15	276

し ゃ く 機 能 障 害 音 声 ・ 言 語 ・ そ	18 歳 未 満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18 歳 以 上	3	39	1	39	4	40	1	39	6	40
	計	3	39	1	39	4	40	1	39	6	40
肢 体 不 自 由	18 歳 未 満	0	29	1	31	3	29	1	27	0	28
	18 歳 以 上	100	1,926	118	1,954	98	2,026	94	1,920	91	1,888
	計	100	1,955	119	1,985	101	2,055	95	1,947	91	1,916
内 部 障 害	18 歳 未 満	2	14	1	16	4	18	1	16	1	14
	18 歳 以 上	98	1,050	123	1,097	118	1,158	122	1,118	120	1,118
	計	100	1,064	124	1,113	122	1,176	123	1,134	121	1,132
計	18 歳 未 満	2	53	3	57	8	57	3	52	2	51
	18 歳 以 上	220	3,479	273	3,552	241	3,692	240	3,518	245	3,484
	計	222	3,532	276	3,609	249	3,749	243	3,570	247	3,535

イ 等級別身体障害者手帳交付台帳登載者数

障害名	年齢層	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	16	18	3	3	8	3	51
	65歳以上	39	47	7	7	13	7	120
	計	55	65	10	10	21	10	171
聴覚障害	18歳未満	0	5	2	0	0	2	9
	18～64歳	7	27	4	5	0	12	55
	65歳以上	17	22	28	47	1	94	209
	計	24	54	34	52	1	108	273
平衡機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	0	0	1	0	1	0	2
	65歳以上	0	0	0	0	1	0	1
	計	0	0	1	0	2	0	3
音声・言語・そ しゃく機能 障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	0	1	5	3	0	0	9
	65歳以上	0	5	19	7	0	0	31
	計	0	6	24	10	0	0	40

肢 体 不 自 由	上肢機能障害	18歳未満	4	0	2	0	1	1	8	
		18～64歳	44	46	20	21	16	12	159	
		65歳以上	124	107	50	33	35	21	370	
		計	172	153	72	54	52	34	537	
	下肢機能障害	18歳未満	0	0	1	3	1	1	6	
		18～64歳	17	12	23	70	57	33	212	
		65歳以上	21	31	184	427	220	63	946	
		計	38	43	208	500	278	97	1,164	
	体幹機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	
		18～64歳	9	8	17	1	4	0	39	
		65歳以上	20	26	22	1	26	0	95	
		計	29	34	39	2	30	0	134	
	脳 原 性 運 動 機 能	上肢機能障害	18歳未満	4	0	0	0	0	1	5
			18～64歳	12	4	6	3	1	1	27
			65歳以上	6	1	2	1	0	1	11
			計	22	5	8	4	1	3	43
		移動機能障害	18歳未満	7	1	0	1	0	0	9
			18～64歳	10	8	2	0	0	0	20
			65歳以上	0	1	3	0	2	3	9
			計	17	10	5	1	2	3	38
内 部 障 害 が い	心臓機能障害	18歳未満	5	0	4	2	0	0	11	
		18～64歳	66	2	9	19	0	0	96	
		65歳以上	455	0	62	72	0	0	589	
		計	526	2	75	93	0	0	696	
	じん臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	
		18～64歳	80	1	0	1	0	0	82	
		65歳以上	112	0	0	0	0	0	112	
		計	192	1	0	1	0	0	194	
	呼吸器機能障害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1	
		18～64歳	3	0	3	1	0	0	7	
		65歳以上	30	3	19	4	0	0	56	
		計	34	3	22	5	0	0	64	
	膀胱・直腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	
		18～64歳	1	1	5	31	0	0	38	
		65歳以上	0	0	6	124	0	0	56	
		計	1	1	11	155	0	0	168	
	小腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	
		18～64歳	0	0	1	1	0	0	2	
		65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	1	1	0	0	2	

	免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	0	1	1	1	0	3
		65歳以上	0	0	0	0	0	0
		計	0	1	1	1	0	3
	肝臓機能障害	18歳未満	2	0	0	0	0	2
		18～64歳	0	0	0	1	0	1
		65歳以上	2	0	0	0	0	2
		計	4	0	0	1	0	5
合 計		18歳未満	23	6	9	6	2	51
		18～64歳	265	129	100	161	87	803
		65歳以上	826	243	402	723	298	2,681
		計	1,114	378	511	890	387	3,535

② 療育手帳

昭和48年9月に制定され、知的障がい児・者に対して、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の福祉制度を受けやすくするために交付している。

障害程度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
A（重度）	18歳未満	31	31	30	31	33
	18歳以上	146	157	163	167	171
B（中・軽度）	18歳未満	54	60	63	62	61
	18歳以上	382	384	392	395	418
計		613	632	648	655	683

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方が、各種福祉制度を受けやすくするための手帳で、精神障がいのため長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約がある方に交付している。

障害程度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1級	106	112	106	106	94
2級	181	185	210	216	213
3級	112	119	128	122	122
計	399	416	444	444	429

（3）自立支援給付

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の基本理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会を実現するため「介護給付」及び「訓練等給付」を実施する。

平成24年度からは相談支援の充実が図られ、計画相談支援の対象が障がい福祉サービス利用者全員に拡大され、さらに地域相談支援が新設された。

介護給付	居宅介護	障がいのある人に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う
	重度訪問介護	重度の肢体不自由な人、又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行う
	短期入所	居宅において、その介護者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がいのある人について、短期間施設に入所し入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行う
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行う
	療養介護	医療の必要な障がいのある人で常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養医療として提供する
	生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う
	施設入所支援	施設に入所している障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	身体に障がいのある人又は難病等のある人に対し、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
	宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の支援を行う。
	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対し、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、通常の事業所に雇用されていた障がいのある人であって、その年齢、心身の状態その他の事情により雇用されることが困難となった人及び、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されなかった人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う。
共同生活援助	障がいのある人に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

① 訪問系サービス利用状況

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
居宅介護	140	153	141	143	149
重度訪問介護	1	1	2	4	7
同行援護	3	7	9	8	6
行動援護	1	1	1	1	0
計	145	162	153	156	162

② 日中活動系サービス利用状況

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
短期入所	70	80	68	81	75
療養介護	21	20	21	18	16
生活介護	198	220	227	231	229
自立訓練（機能訓練）	5	5	4	7	7
自立訓練（生活訓練）	1	1	1	2	1
宿泊型自立訓練	2	1	0	0	0
就労移行支援	16	23	23	17	21
就労継続支援（A型）	35	41	46	51	45
就労継続支援（B型）	305	328	362	391	412
計	653	719	752	798	806

③ 居住系サービス利用状況

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
施設入所支援	131	136	133	133	127
共同生活援助（グループホーム）	107	117	134	142	147
計	238	253	267	275	274

④ 相談支援利用状況

ア 計画相談支援・障害児相談支援

自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画を作成する。

イ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

施設や病院から地域へ移行するための相談や、地域で生活するための常時の連絡体制を確保し、必要な支援を行なう。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
計画相談支援	532	687	717	752	783
障害児相談支援	99	98	110	130	150
地域移行支援	3	5	2	4	4
地域定着支援	0	0	0	0	1
計	634	790	829	886	938

⑤ 障がい児通所支援事業

障がい児が身近な地域で通所により適切な支援を受けることができるようにする制度であり、平成24年度から児童福祉法に創設された。障害児通所支援の創設により、障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス」の1つであった児童デイサービスは、「障害児通所支援」の「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」または、「放課後等デイサービス」に移行した。

ア 児童発達支援

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
男	15	21	21	21	26
女	4	7	5	7	5
計	19	28	26	28	31

イ 医療型児童発達支援

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
男	0	0	0	0	0
女	0	0	1	2	1
計	0	0	1	2	1

ウ 放課後等デイサービス

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
男	52	55	56	69	76
女	17	23	25	27	27
計	69	78	81	96	103

⑥ 補装具の給付

身体障がい児・者の失われた部位、欠陥のある部分を補って必要な身体機能を取り戻し、あるいは補うために用いられる用具（補装具）の交付及び修理を行う。

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
義肢	交付	2	5	5	6	3
	修理	17	9	8	5	13
装具	交付	28	29	23	22	24
	修理	6	8	7	7	4
座位保持装置	交付	5	9	3	9	5
	修理	11	8	9	10	7
立位保持装置	交付	0	2	1	2	0
	修理	0	0	0	0	0
盲人安全つえ	交付	1	2	4	4	0
	修理	0	0	0	0	0
眼鏡	交付	2	3	1	6	1
	修理	0	0	0	0	0
補聴器	交付	28	34	41	30	31
	修理	14	21	15	17	23
車いす	交付	12	15	12	10	15
	修理	27	25	21	20	23
電動車いす	交付	1	3	2	1	2
	修理	22	13	15	19	14
歩行器	交付	2	3	0	2	0
	修理	0	1	0	0	0
歩行補助つえ	交付	2	4	3	6	1
	修理	0	0	1	0	0
意思伝達装置	交付	2	0	0	1	1
	修理	1	0	0	0	0
座位保持いす	交付	3	1	1	1	2
	修理	0	0	0	0	0
頭部保持具	交付	1	0	0	0	0
	修理	0	0	0	0	0
計	交付	89	110	96	100	85
	修理	98	85	76	78	84

(4) 自立支援医療給付

① 更生医療

身体障害者手帳を所持している18歳以上の方で、手術などにより身体上の障害を軽減し、または機能の保持が保たれる見込みがある場合に医療の給付を行う。

		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
視覚障害		0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害		0	0	1	0	2
音声・言語・咀嚼機能障害		1	1	1	1	1
肢体不自由		3 7	5 0	3 3	4 6	3 5
内臓障害	心臓機能障害	4 0	5 2	5 2	7 4	6 3
	腎臓機能障害	1 4 5	1 5 3	1 3 4	1 1 9	1 6 0
	小腸機能障害	0	0	0	0	0
	肝臓機能障害	0	0	0	0	0
免疫機能障害		5	4	4	3	5
計		2 2 8	2 6 0	2 2 5	2 4 3	2 6 6

② 育成医療

現に身体に障がいがある18歳未満の児童で、障がい程度の軽減、または取り除いたりするため手術を必要とし、確実な治療効果が期待される場合に医療の給付を行う。

		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
視覚障害		2	4	5	1	3
聴覚・平衡機能障害		2	1	1	1	2
音声・言語・咀嚼機能障害		1 3	1 1	6	8	9
肢体不自由		1	0	6	5	6
内臓障害	心臓機能障害	8	5	4	4	1
	腎臓機能障害	0	0	0	0	0
	小腸機能障害	0	0	0	0	0
	肝臓機能障害	0	0	0	0	0
	その他	1	2	1	2	2
免疫機能障害		0	0	0	0	0
計		2 7	2 3	2 3	1 9	2 3

※ 平成25年度より県から事務移譲

③ 精神通院医療

精神的な疾病により通院を必要とする方に対し、治療上必要と認められる医療に対して医療の給付を行う。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
精神通院医療	954	1,124	1,070	1,189	1,098

(5) 地域生活支援

① 地域活動支援センター事業

障がいのある方が事業所に通い、創作的活動又は生産活動の機会提供、社会との交流の促進等を図る。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
米沢ひまわりの家	16	17	18	18	19
ホープ米沢	9	13	8	11	10
米沢市社会福祉協議会	19	19	16	16	16
とまり木	1	1	2	2	3
計	45	50	44	47	48

② 手話通訳者設置事業

日常生活における意思の疎通を円滑に行うために、米沢市社会福祉協議会に委託、手話通訳者2名を配置し、障がい者の利便と福祉の増進を図る。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
医療	176	128	164	220	197
教育保育	5	6	2	2	3
職業	2	2	0	4	0
手続き	175	230	138	99	136
生活	441	377	455	443	613
手話指導	9	12	10	12	0
相談	115	0	1	7	13
その他	31	28	23	22	16
県外者	0	1	0	3	1
緊急	2	0	2	0	1
計	956	784	795	812	980

③ 手話奉仕員派遣事業

聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある者が医療機関や就職の手続に事業所等に出かける場合手話奉仕員を派遣し円滑な意思疎通を図る。

平成30年4月現在、11名登録。(活動費：1,000円/時間)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
医療	1	12	1	3	0
教育保育	3	1	1	2	0
職業	2	0	0	0	0
生活	6	12	5	8	6
会議		4	3	3	3
行事		6	6	8	7
その他	19	4	2	2	9
計	31	39	18	26	25

④ 移動支援事業

単独で外出することが困難な障がい者に対し、ガイドヘルパーを派遣し、目的地までの安全な移動を支援する。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利用者数	37	38	34	35	31
延べ利用者数	300	293	307	254	238
延べ利用時間	2,207	2,018	2,099	1,894	1,631

⑤ 日常生活用具給付事業

在宅障がい(児)者に対し、本人や介護者の負担を軽減するための用具の給付を行っている。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特殊寝台	2	2	6	0	2
特殊マット	2	3	0	0	2
体位変換器	1	0	0	0	0
頭部保護帽	1	0	2	2	0
入浴補助用具	5	8	5	7	2
T字状・棒状つえ	3	3	2	3	2
移動・移乗支援用具	2	4	2	3	5
移動用リフト	0	1	0	0	1
火災警報器	0	0	0	0	0
自動消火器	0	0	0	0	0
電磁調理器	0	1	0	0	0
透析液加温器	2	0	4	2	0
ネブライザー	3	0	2	3	3
電気式たん吸引器	4	1	6	9	5
動脈血中酸素飽和度測定器	0	0	0	1	1
点字器	0	0	0	2	0
点字ディスプレイ	0	0	0	0	1
点字タイプライター	0	0	0	0	0
携帯用会話補助装置	0	0	1	0	0
人工喉頭	6	1	4	0	3
歩行支援用具	0	0	0	0	0
ストマ装具 消化器系	1,642	1,684	1,764	1,786	1,900
ストマ装具 泌尿器系	282	296	303	280	266
紙おむつ	22	23	24	24	24

特殊便器		1	2	0	0	0
居宅生活動作補助用具		2	1 1	2	3	1
情報・通信支援用具		1	0	2	1	0
視覚障がい用	ポータブルレコーダー	5	1	5	0	1
	活字文書読上装置	0	0	0	0	0
	拡大読書器	1	1	3	3	1
	時計（音声）	2	2	2	0	2
	時計（触媒）	1	1	0	0	0
	体重計	4	1	0	1	1
	体温計（音声）	1	1	0	1	0
聴覚障がい用	通信装置	0	1	1	0	1
	情報受信装置	1	0	0	0	1
	屋内信号装置	1	0	2	1	2
計		1, 9 9 7	2, 0 4 8	2, 1 4 2	2, 1 3 2	2, 2 2 7

⑥ 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を提供し、介護者の就労支援や休息を図ることを目的に実施している。

			2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
利用者数			2 7	4 6	6 1	1 1 0	1 1 8
内 訳	1 8 歳以上	人数	1 1	2 6	3 0	5 3	5 2
		回数	1 6 3	4 1 3	9 5 3	9 8 5	1, 2 3 4
	1 8 歳未満	人数	1 6	2 0	3 1	5 7	6 6
		回数	1, 4 7 1	1, 5 6 7	2, 7 6 3	2, 8 5 2	3, 0 1 9

（6）自立に向けた施策

① 紙おむつ支給事業

心身に障がいのある方で、常時失禁状態にあり、市民税非課税世帯に対し支給。なお、市単独事業として、世帯全員の市民税額が1 3 万円以下の世帯に対しても支給している。

	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
支給人数	90	88	83	87	84
支給総額	5, 491, 731	5, 524, 833	4, 649, 851	4, 730, 127	4, 654, 949

② 福祉タクシー利用助成事業

重度障がい者の社会参加と生活圏の拡大に資する目的から、タクシーを利用した場合の料金の一部を助成し、経済的負担の軽減及び福祉の増進を目的に実施している。

対象者：身体障害者手帳１～３級の所持者（ただし、３級にあつては、上肢及び聴覚障がいを除く。）

療育手帳〔Ａ〕の所持者

精神障害者保健福祉手帳１級の所持者

助成額：タクシー券２６枚交付

小型・中型車：５００円、大型車：６００円の助成／枚

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
助成対象人数	2,002	2,403	2,435	2,404	2,374
助成券交付人数	1,068	1,060	994	912	854
利用枚数	13,452	13,170	12,402	11,730	10,914
助成額	6,766,200	6,600,800	6,210,900	5,870,000	5,469,800

③ 自動車燃料費助成事業

重度障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図るため、自動車燃料費の一部を助成し、経済的負担の軽減及び福祉の増進を目的に実施している。

対象者：身体障害者手帳１～３級の所持者（ただし、３級にあつては、上肢及び聴覚障がいを除く。）

療育手帳〔Ａ〕の所持者

精神障害者保健福祉手帳１級の所持者

ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている者に限る。

助成額：年間６，０００円（消費税込）上限

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
助成人数				114	145
助成額				684,000	870,000

④ 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な身体障がい者に対して、訪問入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを提供します。

対象者：市内に住所を有し、在宅で生活する身体障害者手帳の交付を受けているものであつて、入浴が困難な環境にあり、かつ、医師から入浴が可能であると認められたもの。

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
利用者数	3	3	3	2	6
利用回数	242	249	188	179	176
事業総額	2,420,000	2,490,000	2,087,928	1,987,974	1,835,820

⑤ 人工透析患者通院交通費助成事業

腎臓機能に障がいがある方の経済的負担の軽減及び社会参加促進を図るため、医療機関への通院に要した交通費の一部を助成。（交通費は、自家用車のガソリン代含む。）

対象者：生計中心者が所得税非課税世帯

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利用者数		99	90	88	87	101
内訳	前期利用者数	48	46	47	43	54
	後期利用者数	51	44	41	44	47

⑥ 在宅酸素療法者支援事業

医師の処方に基づいて在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がいがある者に対し、酸素供給装置の使用に係る電気料金の一部を助成。

対象者：市内に住所を有する者で、呼吸器機能障がいによる身体障害者手帳（1,2級を除く）を所持し、かつ、現に医師の処方により在宅酸素療法を行っている者

助成金：月額1,600円/人

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利用者数	14	13	14	12	16
利用延べ月数	121	117	117	125	138

⑦ 自動車改造費、自動車運転免許取得費助成事業

重度の身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い自動車の運転免許の取得及び自動車の改造を行う場合に要した経費の一部を助成。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
免許取得助成者数	0	0	0	0	0
自動車改造助成者数	0	4	0	0	2

⑧ 介護用自動車改造等助成事業

自動車を自ら運転することができない在宅の身体障がい者の社会参加の促進と、当該身体障がい者の介護者の負担軽減を図るため、車いす使用者に配慮した自動車への改造等に係る経費の一部を助成。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
助成者数	0	0	0	2	1

⑨ 声の広報

文字を読むことが困難な重度の視覚障がい者に対し、市が発行する広報「よねざわ」を音訳したCDを配布。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
配布者数	12	14	12	8	7

⑩ 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

難聴児の言語習得等の発達支援やコミュニケーションの向上を促進するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成。（平成２７年度～）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
助成者数		４	０	１	２

⑪ 障がい者虐待防止支援事業

平成２４年１０月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、社会福祉課内に「米沢市障がい者虐待防止センター」を設置。センターの業務は、虐待の通報や届出の受理、相談・指導・助言、広報・啓発活動としている。社会福祉課の業務は、虐待の事実確認や立ち入り調査、被虐待者の保護のための居室の確保、養護者への支援等としている。

相談・通報受付件数			２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
身体障がい者	養護者から	身体的	１	１		１	
		心理的	１			１	
		放棄・放任		１			
		性的					
		経済的					
		計	２	２		２	
	施設従事者から	身体的					
		心理的		１			
		放棄・放任					
		性的					
		経済的					
		計		１			
	使用者から	身体的					
		心理的				１	
		放棄・放任					
		性的					
		経済的					
		計				１	
知的障がい者	養護者から	身体的		２		２	２
		心理的	１				２
		放棄・放任					１
		性的	１				
		経済的				１	２
		計	２	２		３	７

	施設従事者から	身体的	1	2	1		1
		心理的	1	3		1	1
		放棄・放任					
		性的					
		経済的					
		計	2	5	1	1	2
	使用者から	身体的		1	1		
		心理的		1	1		
		放棄・放任					
		性的			1		
		経済的					
		計		2	3		
精神障がい者	養護者から	身体的	1				
		心理的	1				1
		放棄・放任					
		性的					
		経済的					
		計	2				1
	施設従事者から	身体的		1			
		心理的		3		1	
		放棄・放任					
		性的		1			
		経済的					
		計		5		1	
相談・通報件数合計		8	1 7	4	8	1 0	
虐待と判断した件数		2	4	1	0	5	

⑫ 成年後見制度利用支援事業

ア 成年後見制度

「身寄りのない者」や「親族の協力が得られない者」については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」に基づいて、米沢市長が後見開始の申立てを行っている。

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
精神	男	1	0	0	1	0
	女	1	0	0	1	1
知的	男	1	1	1	2	0
	女	1	2	0	0	0
計		4	3	1	4	1

イ 報酬助成

成年後見人等に係る報酬を負担することが困難である者については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため、助成を行っている。

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
精神	男	0	0	0	1	0
	女	0	0	0	0	0
知的	男	1	0	0	0	0
	女	1	1	0	1	0
計		2	1	0	2	0

(7) 各種手当

① 障害児福祉手当

心身に重度の障がいがある20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給。認定基準は、概ね身障手帳1級か2級の一部、療育手帳Aと同等の障がいを持つ方。(所得制限あり。)

月額：14,790円、支給月：2月、5月、8月、11月

② 特別障害者手当

心身に最重度の障がいがある20歳以上の方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の方に支給。認定基準は、国民年金法による障がい等級1級程度の障がいを重複して持つ方。(所得制限あり、また施設入所者または3か月入院している場合は除く。)

月額：27,200円、：支給月：2月、5月、8月、11月

③ 福祉手当(経過措置分)

20歳以上で、昭和61年3月31日現在、福祉手当の受給者であって、障害基礎年金と特別障害者手当に該当しなかった方に支給している手当。昭和61年4月から新規受付なし。(所得制限あり。)

月額：14,790円、支給月：2月、5月、8月、11月

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
障害児福祉手当	60	57	54	53	51
特別障害者手当	63	74	72	74	76
福祉手当(経過措置分)	1	1	0	0	0

④ 特別児童扶養手当(進達事務)

精神又は身体に重度の障がいのある20歳未満の児童を養育する父母等に支給。(所得制限あり、施設等入所者は除く。)

月額：1級52,200円、2級34,770円、支給月：4月、8月、12月

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1級	73	77	63	63	62
2級	155	158	140	145	144

⑤ 重度心身障がい児養育手当

市単独事業で、満3歳以上、20歳未満の重度の障がい児を養育している方に支給。

(所得制限なし、施設入所者除く。)

月額：3,000円、支給月：1月、4月、7月、10月

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
受給者数	85	76	67	61	57

(8) 山形県心身障がい者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している方が加入者となり、加入者に万一のことがあった場合、障がいのある方に生涯年金を支給。長期加入者や生活に困っている方には、掛金が免除。

① 加入要件

ア 心身に障がいがある方を扶養し、山形県内に住所のある方

イ 65歳未満の方

ウ 加入時病気や特別な障がいがない方

② 年金・弔慰金の額

ア 加入者が死亡、または高度障がい者となった場合、その月から被加入者に2万円／月の年金支給。

イ 加入1年以上で被加入者死亡した場合、弔慰金支給。

加入期間	1年以上5年未満	5年以上20年未満	20年以上
弔慰金額	50,000円	125,000円	250,000円

③ 掛金 平成20年4月以降に加入された方の掛金

加入時の年齢の区分	掛金月額	加入時の年齢の区分	掛金月額
35歳未満	9,300円	50歳以上～55歳未満	18,800円
35歳以上～40歳未満	11,400円	55歳以上～60歳未満	20,700円
40歳以上～45歳未満	14,300円	60歳以上～65歳未満	23,300円
45歳以上～50歳未満	17,300円		

④ 加入等状況

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
加入者	10	9	9	8	8
年金受給者	22	21	21	22	23

(9) 障がい者権利擁護研修会

地域住民や障がい福祉サービス従事者等を対象に、障がい者の権利擁護等に関する研修会を開催し、障がい者の虐待防止や権利養護、養護者支援に関する周知・啓発を図る。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
参加者数	146	110	97	107	72
内 容	演劇鑑賞、シンポジウム	演劇鑑賞、シンポジウム	演劇鑑賞、シンポジウム	演劇鑑賞、盲導犬を学ぼう、シンポジウム	演劇鑑賞、手話を学ぼう、シンポジウム

(10) 障がい者スポーツ教室

障がい者の機能の回復や体力の維持増強、社会参加意欲を高めるとともに、障がい者と健常者の交流を図り、障がい者に対する地域の理解を深める。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
参加者数	35	40	33	40	42
内 容	カローリング	ボッチャ、卓球バレー	ボッチャ、卓球バレー、ラダーゲッター	ボッチャ、卓球バレー、囲碁ボード	カローリング

(11) 障がい者就労施設等からの物品等の調達実績

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、毎年度本市の物品等調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品及び役務の優先調達の推進を図っている。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
合計金額	958,436	1,830,708	2,517,092	2,422,631	2,460,221
内 訳	物品	1,509,786	1,528,421	1,531,124	1,586,759
	役務	0	320,922	891,507	873,462

(12) 医療保護入院の市長同意

精神障がい者が、精神保健指定医の診察の結果入院が必要と認められ、本人の同意が得られず、家族等がいない、又は同意を得ることができない場合、市長が入院に必要な同意を行う。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
同意件数	3	4	5	17	8

(13) 心身障がい児在宅福祉事業「親子ふれあい教室」

在宅の心身障がい児及びその保護者とともに研修やレクリエーションを年1回実施している。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
参加人数	17	2	13	27	13
事業内容	飯豊少年自然の家	障がい者ニースポーツ教室への参加	いきいき深山郷のどか村	加茂水族館	霊山こどもの村

(14) 障がい児通園事業「ひまわり学園」

昭和48年11月に開設し、障がい児通園施設として、在宅の心身に障がいのある就学前児童を対象に、身辺自立のための個別的及び集団的な指導訓練を実施してきている。

市単独事業として、ひまわり学園内に言語障がいやことばの遅れ等に関する相談窓口と指導訓練教室を設け、専門職員が対応している。また、平成29年度より自主事業として就学前の発達障がい児及び診断等は受けていないが発達について気になる子ども並びにその家族等を支援するために発達障がい児等支援事業を実施している。

① 沿革 昭和48年11月 開設

平成 4年 4月 米沢市社会福祉協議会へ管理委託

平成 6年 増改築事業

平成15年 児童デイサービス事業所（支援費制度による）

平成18年4月 米沢市社会福祉協議会を管理者として指定

平成18年4月 児童デイサービス事業所（障害者自立支援法による）

平成24年4月 児童発達支援事業所（児童福祉法による）

② 開設日 月～金、週5回（休・祝日は除く）

③ 事業内容 児童発達支援事業、ことばの相談・指導訓練教室事業（相談・指導訓練）
発達障がい児等支援事業

④ 定員 児童発達支援事業 10名、ことばの相談・指導訓練教室事業 4名
発達障がい児等支援事業 概ね20組の親子

⑤ 児童発達支援事業

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
男児	15	14	12	13	16
女児	2	5	4	4	5
合計	17	19	16	17	21

⑥ ことばの指導訓練教室事業実績

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
男児	22	25	21	17	16
女児	9	8	5	6	8
合計	31	33	26	23	24

⑦ 発達障がい児等支援事業

	29年度	30年度
男児	11	11
女児	3	5
合計	14	16

(15) 「いこいの家」施設協力会運営事業

独立行政法人国立病院機構米沢病院重症心身障がい児施設入所者の家族、療育に従事する職員、活動に來所する奉仕者の活動並びに休息の場として提供している。

宿泊利用定員は6人で、利用資格は次のとおり。

- ア 重症心身障がい児施設入所者の家族
- イ 重症心身障がい児施設にあって療育に従事する職員
- ウ 重症心身障がい児のための奉仕活動に従事する者
- エ その他会長が認める者
- オ 協力会運営費（平成30年度実績）

県補助金 29万6千円 市補助金 11万1千円

施設入所児一人当たり負担金 10,500円（措置委託市町村負担）

「いこいの家」利用状況

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
日帰り	845	693	722	395	430
宿泊	178	123	135	115	123
計	1,023	816	857	510	553

(16) 未就学児に係る山形県立こども医療療育センターの発達障がい初診受付

① 申込状況

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
人数		8	11	18	18

* 28年度キャンセル1名、29年度キャンセル1名と他市へ転出1名含まれる。

② 受診状況

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
人数		—	8	13	13
（当該年度申込者）		（4）	（5）	（8）	（5）